

# **米沢市新市民ギャラリー 整備検討委員会報告書**

**平成23年4月**

**米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会**

# 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会報告書 目次

## 《はじめに》

|                      |   |
|----------------------|---|
| 新市民ギャラリー整備検討委員会の位置づけ | 1 |
| よねざわ市民ギャラリーの現状と課題    | 1 |
| 新市民ギャラリーの位置づけ        | 2 |

## 《検討報告》

### 1 新市民ギャラリーが目指す方向性

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 市民の芸術文化活動の拠点となる新市民ギャラリー    | 4 |
| ① 充実した展示機能で、新たな芸術活動にも対応するギャラリー |   |
| ② 市民が芸術文化を楽しみ、新たな創造を生み出すギャラリー  |   |
| ③ 次世代を担う子ども達や若手芸術家を育成する市民ギャラリー |   |
| ④ まちづくりのネットワークとつながる市民ギャラリー     |   |
| (2) 市民が優れた芸術文化に親しめる新市民ギャラリー    | 6 |
| ① 市民が多くの優れた作品を鑑賞できる市民ギャラリー     |   |
| ② 全ての市民が利用しやすいギャラリー            |   |
| ③ 市民ボランティア活動と協働する市民ギャラリー       |   |
| ④ 市民が運営に関与する開かれた市民ギャラリー        |   |

### 2 新市民ギャラリーに必要な施設設備

|              |           |            |
|--------------|-----------|------------|
| 必要となる施設内容一覧  | 7         |            |
| (1) 展示施設の規模  | 8         |            |
| (2) 展示室の配置   | 8         |            |
| (3) 展示機能     | 8         |            |
| (4) 設備機能     | 9         |            |
| (5) バックヤード機能 | 9         |            |
| (6) 付帯施設     | 9         |            |
| ① エントランス機能   | ② 体験学習室機能 | ③ 会議室機能    |
| ④ 交流スペース機能   | ⑤ 事務室機能   | ⑥ 駐車場・駐輪場等 |

### 3 施設の管理運営

|               |     |
|---------------|-----|
| (1) 管理運営体制    | 1 1 |
| (2) 開館時間、休館日等 | 1 1 |
| (3) 有料展示と物品販売 | 1 2 |
| (4) 市民との協働    | 1 2 |

## 付：資料

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会設置要綱 | 1 4 |
| (2) 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会委員名簿 | 1 6 |

## 《はじめに》

### 新市民ギャラリー整備検討委員会の位置づけ

米沢市では、平成22年に社会資本整備総合計画（旧都市再生整備計画）が策定され、市民ギャラリーと図書館との複合施設の整備事業を、中心市街地の再整備における中核的事業として位置づけ、新たな市民ギャラリー（以下「新市民ギャラリー」）の整備に向けた取り組みを始めています。

これを受けて、新市民ギャラリーの整備に多様な市民の意見を反映するために、公募委員1名を含む市民等10名の委員で組織する米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会（以下「検討委員会」）が設置されました。

検討委員会の任務は、新市民ギャラリーの機能やサービス、管理・運営等のあり方について調査及び研究を行い、意見を取りまとめることとされています。市ではこの検討委員会の意見を基本として、新市民ギャラリーの基本計画を策定し、施設・設備等の具体的な内容やサービス等の詳細について、市民の意見を取り入れながらさらに検討が重ねられることとなります。

検討委員会では、3回の委員会を開催し、委員の全員がさまざまな立場からより良い新市民ギャラリーのあり方について熱心な議論を重ね、また、先進地視察も経ながら、新市民ギャラリーの基本構想として、この報告書を取りまとめました。限られた時間の中での検討ではありましたが、検討委員会の意見が新市民ギャラリーの整備に十分に活かされることを願います。

### よねざわ市民ギャラリーの現状と課題

よねざわ市民ギャラリー（以下「現市民ギャラリー」）は、昭和46（1971）年10月にオープンした米沢ショッピングセンターが平成3（1991）年5月に閉店し、翌年の平成4年4月にリニューアルオープンした中央一丁目地内のショッピングビル・ポポロ館（以下「ポポロビル」）の4階フロアを市が借り受けて整備し、同年8月に開設しました。

現市民ギャラリーには、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営を行っています。

平成22年度の現市民ギャラリーの利用状況は、展示室の利用件数が65件、会議室の利用件数が55件で、来館者数は約3万人となっています。

市内には、民間の展示施設が数箇所ありますが、いずれも小規模な展示施設であり、十分な展示スペースを有する現市民ギャラリーにおいて、個人や各種団体

の展示会のほか、市民芸術祭総合展や県美展巡回展など個展から大型巡回展まで幅広く開催されている状況です。

また、現市民ギャラリーは、置賜地域の公共の展示施設としても最大規模を誇っており、置賜地区の高等学校美術部員の作品等を一堂に展示する「置賜地区高等学校美術展」をはじめ、置賜一円から作品を募った「ふるさとおきたま美術展」等が開催されており、米沢市のみならず、県南地域の芸術活動の拠点施設として役割を担っています。

しかしながら、現市民ギャラリーが入居しているポポロビルは、建設されてから既に40年近く経過しており、建物の老朽化や設備の不備が目立つ状況になっています。

特に、ギャラリーとして重要な展示機能では、展示室の天井が低く大型作品を展示できないことや、展示室内の柱の位置も著しく展示空間を損ねており、展示室全体の構成や分割使用方法に課題が生じています。また、空調設備が老朽化し、冷暖房が十分に機能しないことや、設備の壁面への設置によって展示スペースが制限されたり、展示室の間仕切りによっては空調効果にも支障を来しています。

バックヤード機能についても、搬出入口に庇がなく、雨や雪に作品が直接触れる状況にあり、路上駐車による安全性の問題も指摘されています。

また、来場者や利用者にとっては、現在、エスカレーターが稼働していないため、4階の会場まで階段を利用するか、あるいは別の動線によるエレベーターの使用を余儀なくされています。そのエレベーターも、車椅子の利用には狭く、入口のドアも自動でないなど、バリアフリー化されていません。加えて、近隣の有料駐車場を利用せざるを得ない状況が、利用者数を拡大できない一層の要因となっています。

## 新市民ギャラリーの位置づけ

米沢市は、現在、平成18年度から平成27年度までの10年間のまちづくりの大綱を示す米沢市まちづくり総合計画において、目指す市の将来像を『豊かさやすらぎ 共に創り上げるときめきの米沢』として、まちづくりに取り組んでいます。

この将来像の実現のため「優れた人材と豊かな心を育む学びのまち」を基本目標の一つとして掲げており、個性豊かな地域文化や芸術振興の推進施策の大きな柱として、大きな課題を抱え早急な整備が求められている市民ギャラリーの新設等をはじめとする市民ギャラリー機能の充実を位置付けています。

さらに、現在策定されている米沢市まちづくり総合計画後期基本計画においても、新市民ギャラリーと新図書館の整備を、後期重点プロジェクトにおいて重要施策の一つとして位置づけ、事業に取り組んでいくこととしています。

また、一方で、昭和40年代以降、市庁舎、図書館、短期大学、各高校、郵便局等の公共機能が中心市街地から郊外に移転するとともに、周辺部の開発が進み商業拠点が郊外に集積するなどにより、中心部の空洞化が進行しています。

中心市街地の空洞化は、まち全体としての活力にも影響を与える課題であり、少子高齢社会を迎え、人口減少社会が到来する中で、まちの中心核を再生していくことで、暮らしやすい調和のとれたまちを形成するとともに、その活力を市全体にも波及していく必要が強く望まれます。

これまでも、伝国の杜をはじめとして米沢市の歴史や文化を活かしたまちづくりの拠点施設等が整備されてきましたが、新市民ギャラリー及び新図書館を整備することによって、隣接する市民文化会館も含めた形で、まちなかに文化の交流と情報発信の拠点を創り、さらに歴史と芸術文化ゾーンとしての魅力を高め、まちの中心から文化を国内外に発信し、まちの活性化を図っていきます。

こうしたことから、新市民ギャラリーの整備は、新図書館の整備と合わせて、市民の文化生活の質を高め、「文化が薫るまち」を実現するとともに、まちの顔となる中心市街地の賑わいを再生し、「市民が活発に交流するまち」を形成する拠点となるものであり、賑わいと活力ある住みよいまちづくりを推進する米沢市の新たなまちづくりの中心核を形成する役割を担う事業として、位置づけられ期待されています。

## 《検討報告》

# 1 新市民ギャラリーが目指す方向性

検討委員会は、芸術文化を取り巻く時代の潮流や、これまで担ってきた現市民ギャラリーの役割を踏まえ、新市民ギャラリーが目指す姿を次のように取りまとめました。

新市民ギャラリーは、市民が求めるさまざまな要望に応え、市民本位のサービスを提供できる公共施設となるように努めることが第一と考えます。

- (1) 市民の芸術文化活動の拠点となる新市民ギャラリー
- (2) 市民が優れた芸術文化に親しめる新市民ギャラリー

- (1) 市民の芸術文化活動の拠点となる新市民ギャラリー

### ① 充実した展示機能で、新たな芸術活動にも対応するギャラリー

市内には、絵画、彫刻、書道、工芸、写真、華道等のさまざまな分野で、全国で活躍する作家から市民愛好家まで幅広い層の市民や団体が活発に芸術活動を行っており、米沢市芸術文化協会には、約100団体の団体会員や約400名の個人会員が加盟しています。また、その他にも、個人やコミュニティセンターの事業等を通じたサークル活動等を行っている市民が多数います。

新市民ギャラリーでは、芸術活動の成果を、多くの市民等に展示、紹介する芸術文化活動の発表の場として、展示室を機能的に配置し、さまざまな分野の作品に合わせた展示を可能にするとともに、デジタル化を含めた展示機能を備えるなど、新たな芸術活動にも対応できるよう、その機能を充実していきます。

新市民ギャラリーは、充実した展示機能を十分に活用し、市民芸術祭参加の団体・個人の展覧会や、企画展等の自主事業を通じ、市民の芸術文化活動の成果を広く発表できる芸術文化活動の情報発信拠点とします。

### ② 市民が芸術文化活動を楽しみ、新たな創造を生み出すギャラリー

新市民ギャラリーでは、体験学習や各種講座等の充実を図りながら、生涯学習の拠点の一つとして、市民がさまざまな芸術活動に親しみ、その成果を発表

できる場を提供することにより、ものづくりから展示まで一連の活動ができる施設として、市民自らが芸術文化活動に積極的に取り組めるような事業を行います。

市民は、こうした新市民ギャラリーが醸し出す雰囲気を楽しみ、開放感のある知的な空間によって創造力を刺激され、新しい活力を生み出していくことができます。

また、新市民ギャラリーは、市民が憩い、行きかう交流、情報交換の場となって、さまざまな関心を持つ市民を結びつける機能を有しています。また、新図書館との複合施設として、既存の市民文化会館と併せた新たな文化ゾーンの形成による相乗効果を発揮し、市民がより芸術文化に親しめる存在となり、市民同士の結びつきを一層強めることで、新たな芸術活動が期待できます。

### ③ 次世代を担う子ども達や若手芸術家を育成する市民ギャラリー

新市民ギャラリーでは、保育園や幼稚園、小中学校、高等学校、大学等と連携を図り、次世代を担う創造性を持った人材を育成するための活動の拠点としての役割を担っていきます。

また、本市には、洋画家の椿貞雄をはじめ、日本画家の福王寺法林、遠藤桑珠、彫刻家の桜井祐一、音楽家の大沼哲、建築家の伊東忠太等、多くの著名な芸術家等が輩出しており、これらの先人の貴重な作品や歴史を紹介し、先人の顕彰と学習機能を有したコーナーを設置し、学ぶ機会を提供することで、次世代を担う子ども達や若手芸術家を育成し、本市の芸術文化の情報を発信する展示施設としていきます。

### ④ まちづくりのネットワークとつながる市民ギャラリー

中心市街地に人々が集い、行きかう活気ある施設となるため、併設される新図書館はもちろん、文化会館や伝国の杜との相乗効果を図った事業の展開等、歴史と文化のまちにふさわしい文化ゾーンとして周辺施設等と連携を図っていきます。新図書館とともに、新市民ギャラリーを再整備することがきっかけとなり、新しい市民の動きが生じ、福祉や子育ての関係をはじめ、さまざまな新しい活動が生まれ、新市民ギャラリーが、中心市街地の活性化と賑わいや活力ある住みよいまちづくり促進の一助となることができます。

また、周辺の商店街等との連携を図り、新市民ギャラリー及び新図書館利用者へのサービスを付加するなどによる施設利用の増進と周辺商店街等への波及効果を生み出すことが期待できます。

## (2) 市民が優れた芸術文化に親しめる市民ギャラリー

### ① 市民が多くの優れた作品を鑑賞できる市民ギャラリー

芸術作品に触れることよって、生活に安らぎと潤いを感じることができる市民ギャラリーでは、これまでも市民が気軽に質の高い優れた芸術文化に親しめる機会を提供するため、県美展をはじめ大型の巡回展等を開催してきました。

新市民ギャラリーにおいても、市民が優れた芸術文化に触れることにより創造的芸術文化活動の機運を醸成し、若手芸術家の育成にもつながるよう、質の高い優れた芸術文化に親しめる展示施設とします。

また、これまでは開催できなかつた有料の展覧会の開催等も開催できるように検討し、多様な展示に対応できる環境を整えていく必要があり、芸術家や市民の要望に応えた展示施設とします。

### ② 全ての市民が利用しやすいギャラリー

ギャラリーは、芸術作品の展示を通じて、作品を制作する人々と鑑賞に訪れる多くの市民等との交流の場でもあります。現市民ギャラリーは、本市のみならず近隣の市町の人々が、芸術作品の展示や、芸術文化活動を通じて情報を発信し、交流を深め、新たな芸術活動が生まれる情報発信と交流の場としての役割を担ってきました。

新市民ギャラリーでは、さらに多くの市民が訪れやすくし、全ての市民が等しくさまざまな芸術文化活動で施設を利用できるよう、バリアフリーとユニバーサルデザインを取り入れながら、自然環境とも調和し、訪れることで心が休まり、より多くの市民が利用したくなる展示施設とします。

### ③ 市民ボランティア活動と協働する市民ギャラリー

市民の豊かな経験や知識が、ボランティア活動として新市民ギャラリーのさまざまな活動に活かされることは、開かれた展示施設として重要です。

中高校生や山形大学工学部と県立米沢女子短期大学の学生等の若い世代から、高齢者の世代まで、多くの市民の参加によって行われている市民ボランティア団体の活動と、新市民ギャラリーが行う事業の企画・運営とが連携するような協働によって、今後の新市民ギャラリーにおける芸術文化活動がさらに充実して豊かになることが期待できます。展示の企画から運営はもちろん、障がい者に対するサービスをはじめ、市民ボランティアと新市民ギャラリーとの協



働が新しい市民活動を拡げていきます。

#### ④ 市民が運営に関与する開かれた市民ギャラリー

現市民ギャラリーの運営に際しては、指定管理者を導入し、より良いサービスのあり方を追求していますが、新市民ギャラリーにおいても、利用者である市民の声が十分に反映されることが重要です。このような市民と行政との協働が、市民の展示施設として充実できる基盤となります。

このため、利用者アンケートの実施など、日常的に市民の声を集める努力を行い、新市民ギャラリーの企画・運営に反映させながら事業の充実と向上に取り組めます。

## 2 新市民ギャラリーに必要な施設設備

以上のような新市民ギャラリーに求められる機能を果たすために実施が想定される諸活動のあり方に基づいて、必要となる施設内容を一覧すると、次のとおりとなると考えられます。なお、新市民ギャラリーが、新図書館との複合施設になることを考慮しています。（\*印は、新図書館と共用も考慮されるもの）

| 施設の名称                    | 説明等   |
|--------------------------|---|
| 展示室                      | 移動壁(スライディングウォール)、壁面ケース、展示ケース、自立式パネル               |
| 先人顕彰コーナー                 | 展示ケース   |
| バックヤード                   | 収蔵庫、展示倉庫、給排水設備、搬出入用大型エレベーター(2階以上の場合)搬出入用車両の駐車スペース |
| * 体験学習室                  | 給排水設備   |
| * 会議・集会室・出展者控室・ボランティア活動室 | できるだけ多目的使用  |
| * ボランティア控え室              | 給湯設備  |

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| * 交流スペース     | 喫茶コーナー                           |
| 事務室          | 給湯設備                             |
| * 玄関等の公共スペース | エントランスホール、階段、エレベーター、トイレ、授乳室、警備室等 |
| * 機械室        | 空調機等                             |
| * 駐車場・* 駐輪場  | 来館者施設として、周辺に配置                   |

### (1) 展示施設の規模

新市民ギャラリーが果たすべき役割や市民の利用形態を考慮し、ギャラリーとしての機能を十分に発揮できるよう、現市民ギャラリーの展示室程度のスペースを確保する必要があります。

また、展示室の天井高は、展示する作品の規格や展示空間の開放感を考慮するとともに、展示作業等に支障をきたさない、使い勝手の良い高さを確保する必要があります。3.3m程度が望ましいと考えます。

### (2) 展示室の配置

県美展等の大規模な展覧会から個人の個展等まで、さまざまな用途に合わせて、全ての展示室を開放して一体的に使用したり、展示室を分割して一度に複数の団体が展示室を利用できるなど、フレキシブルに展示室を活用することにより、より多くの利用が可能となるとともに、さまざまな交流の機会が創出されます。このため、移動壁（スライディングウォール）で展示室を分割する機能が必要になります。その場合、新市民ギャラリーの利用形態や市民の使いやすさを考慮し、4分割以上に分割ができるように、レイアウトを検討する必要があります。

また、郷土の優れた作家を顕彰するコーナーの設置について検討する必要があります。

### (3) 展示機能

展示スペースを効率的かつ効果的に活用するために、移動壁をはじめ、展示ケース、自立式パネル等をスペースに合わせて適切に配置する必要があります。

特に、利用者が主体となって展示や撤去作業ができるよう展示機能について配慮する必要があります。

また、光や音楽等と融合した新たな展示手法やデジタル化した作品にも対応できる展示機能の導入について検討する必要があります。

#### (4) 設備機能

快適な空間を演出するため、展示室内は、利用形態に合わせた機能的な照明設備を配置する必要があります。

また、エントランスには外光を採り入れるなど、施設全体が明るく温かみのある空間になるよう照明設備を工夫する必要があります。

併せて、設備の省エネルギー化を図るとともに、米沢らしい特色のある施設にするため、有機EL照明設備の設置についても検討する必要があります。

また、空調設備は、移動壁や作品の展示に支障にならないよう配置する必要があります。

#### (5) バックヤード機能

展示作品の搬出入や展示会等の準備作業を効率的に行うために、バックヤード機能を充実する必要があります。特に、新市民ギャラリーを2階以上に配置する場合は、大型作品を運ぶための業務用エレベーターの設置が必要になります。

また、作品を保管する収蔵庫や展示ケース、パネル等を収納する展示倉庫の設置についても、効率的に展示作業ができるよう規模や配置等について検討する必要があります。

併せて、作品の搬出入が円滑に行えるよう、作品運搬車輛の乗り入れ方法や作品の搬出入方法等について検討する必要があります。

#### (6) 付帯施設

##### ① エントランス機能

来場した市民が気軽に利用できる自由な空間として、また、講演会やギャラリートーク等でも活用できる多目的スペースとして、エントランス機能を充実する必要があります。

併せて、エントランス機能を活かすため、施設全体の配置について、市民が利用しやすい動線になるよう検討する必要があります。

##### ② 体験学習室機能

必要に応じて体験的な創作活動ができるスペースを確保することが望まし

く、ワークショップや展示等でも利用可能な給排水設備を併設するなど、利用者の利便性を図る必要があります。

### ③ 会議室機能

市民の自主性と創造性が十分に発揮できるよう、体験学習や研修等、さまざまな用途に対応できる会議室を配置する必要があります。特に、限られたスペースを有効に活用するため、ギャラリーの控室としての機能も兼ね備えた会議室や給湯室を検討する必要があります。

併せて、複合施設の特徴を活かすため、併設する新図書館との会議室機能等の共有化について検討する必要があります。

### ④ 交流スペース機能

市民ギャラリー利用者の交流を促進するとともに、利用者がいつでも自由に寛ぐことのできる憩いの場として、交流スペースを確保することが望ましく、喫茶コーナー等の設置について検討する必要があります。

### ⑤ 事務室機能

市民が利用しやすい受付の配置や、展示室の監視が可能なモニターを設置するなど、安全で効率的な管理運営が可能な事務室機能にする必要があります。

### ⑥ 駐車場・駐輪場等

利用者の利便性を図り、市民ギャラリーの利用を増進するため、十分な広さの駐車場と自転車やバイクの駐輪場を配置する必要があります。

特に、駐車場は、展示作品の搬出入や観覧者等が来場の際に、天候に影響を受けず快適に移動できるように動線や構造を考慮して設計する必要があることから、現在建て替えが計画されている市営駐車場についても、新市民ギャラリーと新図書館の複合施設との一体的な整備も含めた検討をする必要があります。

併せて、市道まちの広場線については、新市民ギャラリーと新図書館の複合施設と市民文化会館やまちの広場を含めた周辺一帯をまちなかの文化ゾーンと位置付けて、様々な活用を行っていくためには、安全性や利便性を考慮し、廃止を含めた検討をする必要があります。

### 3 施設の管理運営

#### (1) 管理運営体制

今後の新市民ギャラリーの管理・運営にあたっては、新市民ギャラリーに寄せられる市民からの期待と利用者の利便性を十分に考慮して、展示施設としてのサービスが一層向上し充実できることを基本にしながら、一方では、管理・運営の効率化を徹底することが求められています。

現市民ギャラリーは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、米沢市芸術文化協会が指定管理者として管理運営を行い、一定の評価を得ていますが、新市民ギャラリーの開設に合わせて、改めて、今後の方針を確立する必要があります。

特に、新市民ギャラリーとしての機能を最大限に発揮するための展示施設としての機能については、専門的知識を有し、ギャラリーの特性を活かした事業の継続的な展開が可能な管理運営体制を選定する必要があります。

また、新図書館との複合施設となることから、効率的で利用者の利便性が向上する最良の施設管理体制とする必要があります。

現在の選択肢としては、市が効率化しながら直接運営を行う選択肢のほか、直接運営する場合でも、業務の一部を民間委託して効率化する選択肢、さらには指定管理者制度を活用する選択肢があります。

そこで、利用者の利便性を向上させる一方、管理・運営の効率性を高めるといふ視点から、実情を踏まえながら、最良の管理・運営の形態を選択していくこととなります。

この選択に際しては、単に経済的な面にとらわれることなく、利用者の信頼に応えることが可能な専門性ある業務執行が継続的かつ安定的に確実となる管理・運営の形態を選択することが不可欠です。

一方、社会環境の変化に合わせて、利用者が求めるサービスを実施するためには、施設を運営する側の創意工夫は当然ながら、新市民ギャラリーの諸活動に市民参加を求めていくことも重要になっています。新市民ギャラリーの諸活動において、市民の個人及び団体によるボランティア活動の場を提供し、その活動と協働しながら、市民の新市民ギャラリーに対する期待に対して的確に対応していく必要があります。

#### (2) 開館時間、休館日等

開館時間は、市民の生活環境の変化や実情を踏まえながら、準備作業等の時

間帯を考慮し、拡大するよう検討する必要があります。

また、利用者の利便性を向上するため、休館日の設定や利用期間について検討する必要があります。

併せて、施設の貸出期間について柔軟に対応することや、予約申込み時期についてもその期日を早めるなど、利用者のさまざまなニーズを的確に把握し、効果的な管理運営が図れるよう検討する必要があります。

### (3) 有料展示と物品販売

入場料金等を設定し、入場者から料金を徴収する有料展示について、利用者のニーズと実情を踏まえながら検討する必要があります。特に、大型巡回展等は主催者の費用負担が大きい反面、市民に質の高い優れた芸術文化に親しむ機会を提供できることから、適正な入場料金を徴収することにより、開催を可能にする必要があります。併せて、入場料金等を徴収する場合には、施設使用料の料金設定についても検討する必要があります。

また、展示作品や図録等の販売について、利用者のニーズと実情を踏まえて、営利を目的としたもの以外は販売を可能にするなどの検討の必要があります。

これらのことは、芸術に対する高い志を持つ若手作家の育成を支援する観点からも、導入に向けて検討する必要があります。

### (4) 市民との協働

芸術文化活動で活躍できる市民ボランティアと、自主事業を協働で企画するなど、ボランティア活動の場を提供したり、新たに市民ボランティアの育成や支援を始め、新市民ギャラリーの運営に市民の参画を図るとともに、市民の新市民ギャラリーに対するニーズに対し的確に反映できる体制を整備していく必要があります。

## 付：資料

- (1) 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会設置要綱
- (2) 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会委員名簿

## 米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 よねざわ市民ギャラリーに代わる新たな展示施設（以下「新展示施設」という。）の整備に係る基本構想及び基本計画を策定するため、新展示施設の機能等について調査及び研究を行う米沢市新市民ギャラリー整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、意見を取りまとめるものとする。

- (1) 新展示施設の機能及びサービスに関すること。
- (2) 新展示施設の管理及び運営に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条に規定する意見を取りまとめた日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見、説明若しくは資料の提示を求めることができる。



(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育管理部文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 米沢市新市民ギャラリー一整備検討委員会委員

五十音順・敬称略

| No. | 氏 名                   | 所 属 等                                 |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|
| 1   | いろ べ ぶみ お<br>色 部 文 雄  | 会社役員（公募委員）                            |
| 2   | おお いし よし こ<br>大 石 喜 子 | 芸術文化団体代表（華道）                          |
| 3   | かめ おか ひろし<br>亀 岡 博    | 第3期米沢市教育・文化計画策定検討委員会委員<br>米沢市芸術文化協会会長 |
| 4   | きく ち ほう げつ<br>菊 池 峰 月 | 芸術文化団体代表（米沢市芸術文化協会展示部門<br>委員長）        |
| 5   | き むら あき ひこ<br>木 村 明 彦 | 山形県立米沢東高等学校美術教諭                       |
| 6   | さ とう しげる<br>佐 藤 繁     | 米沢市立興讓小学校教頭                           |
| 7   | すず き いく こ<br>鈴 木 郁 子  | 米沢織織元の店「織絵夢人館」                        |
| 8   | たか はし てい か<br>高 橋 禎 華 | 芸術文化団体代表（書道）                          |
| 9   | たけ だ み ほ<br>竹 田 美 穂   | 山形県立米沢女子短期大学生                         |
| 10  | なか じま あけ み<br>中 嶋 朱 実 | 日本刺繍工房&ギャラリー 繡房「朱」房主                  |